

甲 第 8 2 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし，附則第2項を附則第2条とし，附則第3項を附則第3条とし，附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第4条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について，傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は，1日につき，傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数があるときは，これを切り捨て，5円以上10円未満の端数があるときは，これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数があるときは，これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし，健康保険法第40条第1

項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染したため労務に服することができなくなった国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 3 号 議 案

岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岡山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 4 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第 1 条 岡山市市税条例(昭和 2 5 年市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 5 年度」を「令和 1 5 年度」に、「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 9 条の 2 の 2 第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、「をいう」の次に「。第 2 7 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 7 法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は 0 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物に適用する場合を含む。)とする。

附則第 1 7 条の 2 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 2 6 条 第 6 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 条の 2 の 2 第 2 7 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る特例に関する規定を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。